

白馬ウインドファーム株式会社「(仮称)白馬ウインドファーム更新事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年4月24日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、白馬ウインドファーム更新事業環境影響評価方法書について、白馬ウインドファーム株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、和歌山県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：和歌山県日高郡日高町及び有田郡広川町
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大 30,000 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成31年	4月22日
環境大臣意見受理	令和元年	7月5日
経済産業大臣意見発出	令和元年	7月19日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和元年	9月30日
住民意見の概要等受理	令和元年	12月2日
和歌山県知事意見受理	令和2年	2月27日
経済産業大臣勧告発出	令和2年	4月24日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742（直通）

白馬ウインドファーム株式会社「(仮称) 白馬ウインドファーム更新事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 工事計画の検討に当たっては、既設の風力発電施設の撤去工事の実施に伴う環境影響について、産業廃棄物を環境影響評価の項目として選定し、また、大気質の調査を確実にする調査点数の設定を行うなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺は、サシバ等の渡りの経路となっている可能性が高く、周辺の風力発電事業との累積的な影響により、バードストライク等の鳥類への重大な影響が懸念される。このため、調査回数等の検討も含め、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
3. 景観の調査期間については、周辺の自然景観の四季の変化を十分に勘案すること。
また、広域幹線道路であり通行量の多い高速道路「湯浅御坊道路」の上下線の車中からの景観への影響について検討し、必要に応じ調査地点に追加すること。

(和歌山県知事からの意見書の写しを添付)